

## 取引参加者規程施行規則

(目的)

第1条 この規則は、取引参加者規程（以下「規程」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。

(取引資格の取得申請)

第2条 規程第5条第1項の取引資格の取得申請は、取引資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格取得申請書を当取引所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (2) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の所在地
- (3) 代表者名
- (4) 日本における代表者の氏名及び住所（取得申請者が取引所取引許可業者の場合に限る。）
- (5) 取引資格の取得申請理由

2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 清算受託契約を締結することについて承諾している他社清算参加者の当該承諾を証する書面（取引資格の取得申請者が清算資格を有しない場合に限る。）
- (3) 事業報告書
- (4) 前号に規定する書面に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- (5) 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- (6) その他当取引所が必要と認める書類

3 取引資格の取得申請者は、当取引所が定める日までに、資格審査料100万円に、消費税額及び地方消費税額を加算して当取引所に納入するものとする。

(実態に差異がないと認める場合)

第3条 規程第6条第3項に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、取引資格の取得申請者が取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと当取引所が認めるときをいう。

(取引参加者証)

第4条 規程第7条第3項に規定する取引参加者証は、商号又は名称その他の所定の事項を記載したものとする。

2 取引参加者は、取引参加者証を喪失若しくは汚損した場合又はその記載内容に変更がある場合には、当取引所に再交付を求めなければならない。この場合には、取引参加者は、所定の様式による再交付願を提出し、再交付に要する実費を納入するものとする。

(届出事項)

第5条 規程第9条及び第19条に規定する当取引所への届出は、当取引所が指定するときまでに、所定の届出書に当取引所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(合併等の通知)

第6条 規程第18条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当取引所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会（株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの。以下、この条において同じ。）の決議を行う場合は、原則として、当該株主総会の日の2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日の2週間前の日までに行うものとする。

- (1) 規程第18条第1項第1号に掲げる合併

- a 合併後の株主構成及び役員構成
- b 合併の相手方となる法人の概要（当該法人の財務状況を含む。）
- (2) 規程第18条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡
  - a 分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び当取引所の市場における有価証券の売買の業務の見込み
  - b 分割又は事業の譲渡に係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）
- (3) 規程第18条第1項第3号に掲げる分割による事業の全部若しくは一部の他の法人からの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲受け
  - a 分割又は事業の譲受け後の役員構成
  - b 分割又は事業の譲受けに係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）

（合併等の承認申請）

第7条 規程第18条第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (2) 代表者名
- (3) 当該申請に係る行為（以下「合併等」という。）の相手方の商号又は名称
- (4) 合併等の効力発生日
- (5) 合併等の理由
- 2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 合併等の契約内容を記載した書面
  - (2) 合併等に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの。）
  - (3) 合併等の相手方の計算書類及び事業報告（会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告をいい、株式会社以外の者にあつては、これに準ずるものをいう。）
  - (4) 合併等後の純資産額及び自己資本規制比率（リモート取引参加者にあつては、本店又は主たる事務所の所在する国において当該国の法令等に基づき算出する自己資本の充実の状況等を示す数値等をいう。）の見込みを記載した書面
  - (5) 合併等の手続を記載した書面
  - (6) 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
  - (7) その他当取引所が必要と認める書類

（届出事項）

第7条の2 規程第19条第9号に規定する当取引所が別に定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 規程第18条第1項第1号に掲げる行為で、合併に際し交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、合併後存続する取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの
- (2) 規程第18条第1項第2号に掲げる行為で、分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が、分割を行う取引参加者の総資産額の20分の1以下となるもの
- (3) 規程第18条第1項第3号に掲げる行為で、分割により交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、分割により事業の承継をする取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの
- (4) 規程第18条第1項第4号に掲げる行為で、譲渡する資産の帳簿価額が、譲渡する取引参加者の総資産額の20分の1以下となるもの
- (5) 規程第18条第1項第5号に掲げる行為で、譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該事業を譲り受ける取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの

（報告事項）

第8条 規程第20条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

- (1) 法第30条第1項の認可（以下「認可」という。）の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若しくは受けられないこととなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。
- (2) 法第60条第1項の許可に条件が付せられ又は当該条件が変更されたとき。
- (3) 法第31条第4項の規定に基づく変更登録（法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止に係る変更登録を除く。）を申請したとき及びその変更登録を受けたとき。
- (4) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法（認可を受けた業務に係るものを含む。）を定めたとき又は変更したとき。
- (5) 業務（金融商品取引業者にあつては、金融商品取引業をいい、取引所取引許可業者にあつては取引所取引業務をいう。）を休止し、又は再開したとき（認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。）。
- (6) 法第35条第3項若しくは第6項の届出を行ったとき、又は法第35条第4項の承認を受けたとき。
- (7) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。
- (8) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき。
- (9) 純財産額が3億円を下回ったとき。
- (10) 定款の変更（商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）の場合を除く。）があったとき。
- (11) 資本金の額の変更に関して取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）（外国法人にあつては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関して決議又は決定を行ったとき。）。
- (12) 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき。
- (13) 総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使できない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。
- (14) 大株主上位10名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。）に関し変更があったとき。
- (15) 役員が他の会社その他の法人の役員に就任又は退任したとき。
- (16) 法令（取引所取引許可業者にあつては、外国金融商品取引法令を含む。以下この号において同じ。）の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき（外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。）。
- (17) 前号に掲げる検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。
- (18) 法令（外国法人である金融商品取引業者又は取引所取引許可業者にあつては、外国金融商品取引法令を含む。）の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき（上訴の場合を含む。）。
- (19) 当取引所の市場における有価証券の売買に関し法令に違反する行為又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。
- (20) 国内の他の金融商品取引所又は有価証券の売買若しくは外国市場金融商品先物取引を行っている外国の取引所（以下「外国の金融商品取引所等」という。）に加入又は脱退したとき（取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。）。
- (21) 所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会（これに相当する外国の団体を含む。）の処分を受けたとき。
- (22) 役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。

- (23) 金融商品取引業者又は取引所取引許可業者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）が法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき）。
- (24) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。
- (25) 法第56条の2に基づくモニタリング調査表を作成したとき。
- (26) 当取引所が定める上場株券・受益証券取引所内取引高報告を作成したとき。
- (27) 金融商品取引業者にあっては自己資本規制比率を記載した公衆の縦覧に供するための書面を作成したとき。
- (28) 事業報告書を作成したとき。
- (29) 金融商品取引業者にあっては業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。
- (30) 当取引所が定める決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき。
- (31) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所を変更したとき。
- (32) 当取引所の市場における有価証券の売買に関し使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったとき。
- (33) 前各号に掲げる場合のほか、内閣総理大臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、当取引所がその報告の必要があると認めたとき。

#### （取引参加者の調査）

- 第9条 取引参加者は、当該取引参加者がその子会社又は親会社である外国証券業者（外国において金融商品取引業に類似する業を行う外国法人をいう。以下同じ。）から有価証券の売買を受託した場合（他の子会社又は親会社である外国証券業者を通じて受託した場合を含む。）において、当取引所が、規程第21条第1項第3号の調査において、違反行為が行われた疑いが強いと認め、当該取引参加者に対し、当該有価証券の売買に係る当該外国証券業者の委託者に関する事項又は当該委託者による売付け若しくは買付けの委託の状況（当該有価証券の売買が当該外国証券業者の計算によるものである場合は、当該外国証券業者に関する事項又は当該外国証券業者による売付け若しくは買付けの委託の状況）その他の事項について、報告又は資料の提出を請求したときは、正当な事由がないのにこれを拒んではならない。この場合において、当取引所は、当該取引参加者に対し、当該請求の目的及び理由を口頭又は文書等により明示するものとする。
- 2 取引参加者の子会社又は親会社が法令上の守秘義務を負っていることその他の真にやむを得ない事由により当該請求に応じることが困難な場合であって、当取引所にその旨及び理由を示した文書の提出等を行い、かつ、当該取引参加者が当該請求に応じないことについて正当な理由があると当取引所が認めたときには、前項の正当な事由があるものとする。
  - 3 前2項に規定する子会社とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいうものとし、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなす。
  - 4 前3項に規定する親会社とは、会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいうものとし、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。

(広告に関する規制)

第10条 規程第22条の規定に基づき、取引参加者は、次の各号に掲げる広告を行ってはならないものとする。

- (1) 広告の内容又は方法が商業道德又は取引参加者としての品位を失うおそれのあるもの
- (2) 広告の内容が法令等の違反又は脱法行為と誤解されるおそれのある表示のあるもの
- (3) 広告の内容又は方法が取引参加者間の公正な競争を阻害するおそれのあるもの
- (4) 広告の内容が誇大のもの又は投資家の誤解を招くおそれのあるもの(リモート取引参加者にあつては、広告の内容が日本に居住する顧客から当取引所の市場における有価証券の売買の委託を受けることが可能であると誤解を招くおそれのあるものを含む。)

(受託業務の承認申請)

第11条 規程第29条第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称(英文の商号又は名称を含む。)
  - (2) 日本における代表者名
  - (3) 当該申請に係る業務(以下この条において「受託業務」という。)の開始予定日
- 2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 受託業務の内容及び方法を記載した書類
  - (2) その他当取引所が必要と認める書類

(適当と認める役職員等)

第12条 規程第30条第1項第2号に規定する当取引所が適当と認める役職員とは、当取引所が行う研修を受講した者をいう。

- 2 規程第30条第1項第2号に規定する当取引所が定める行為とは、注文の発注、発注の意思決定及びこれらの管理をいう。

(取引資格の喪失申請)

第13条 規程第37条の取引資格の喪失申請は、取引資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格喪失申請書を当取引所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称(英文の商号又は名称を含む。)
  - (2) 本店又は主たる事務所の所在地
  - (3) 代表者名
  - (4) 日本における代表者の氏名及び住所(喪失申請者が取引所取引許可業者の場合に限る。)
  - (5) 取引資格の喪失申請理由
- 2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し(委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの。)
  - (2) 取引資格の喪失に係る日程表
  - (3) 取引資格の喪失に伴う顧客の取扱いについての資料
  - (4) 有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のもの引継ぎその他の当取引所が市場の運営上必要と認める事項に関し誓約する書面
  - (5) その他当取引所が必要と認める書類

(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行に係る承認申請)

第14条 規程第44条第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称(英文の商号又は名称を含む。)
  - (2) 代表者名(リモート取引参加者にあつては、日本における代表者名)
  - (3) 移行の理由
- 2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 金融商品取引業登録又は取引所取引業務の許可に際して金融庁に提出する書類の写し
- (2) その他当取引所が必要と認める書類

(過誤のある注文に係る公表事項)

第15条 規程第28条に規定する当取引所が定める事項は、業務規程施行規則第19条各号に定める事項とする。

付 則

- 1 この規則は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 当取引所が定める日までの間、第2条第3項に規定する資格審査料については当取引所への納入を要しないものとする。

(注) 第1項の「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

(注) 第2項の「当取引所が定める日」は平成22年1月3日

付 則

この改正規定は、平成21年12月10日から施行し、同日以降に、当取引所に対し規程第5条第1項若しくは規程第18条第2項に規定する申請又は規程第19条に規定する届出が行われるものから適用する。